

カンボジア
税務ニュースレター

ジャパン・ビジネス・サービス (JBS)
2018年8月

目次:

- ▶ 代理人と本人による商品及びサービスの提供に関する承認及び義務
- ▶ 裁断・縫製・仕上げ事業を営む適格投資プロジェクトに関する事業所得税及びその他の税金についての規則及び手続
- ▶ カンボジアの租税条約に基づく源泉徴収税の軽減税率適用のための会計上の要件
- ▶ 関連者間貸付の独立企業間金利

代理人と本人による商品及びサービスの提供に関する承認及び義務

(経済財政省省令第597号、2018年6月27日公布)

本省令は、カンボジアで事業を行っている居住納税者である代理人(agent)が、本人(principal)の代わりに商品及びサービスを提供している場合の方法及び納税義務をより明確化しています。

本人の代わりに商品又はサービスを提供する代理人となるには、以下の条件を満たす必要があります。

- ▶ 本人の代わりに商品又はサービスを提供する代理人は、大規模納税者又は中規模納税者でなければなりません。
- ▶ 本人と代理人の間の契約書及び両当事者の関係を示す関連書類が必要になります。
- ▶ 商品及びサービスの価格、商品の販売により代理人が受け取る手数料(commission)の金額は、本人が決定する必要があります。
- ▶ 商品が販売されるまでの間、在庫の所有権は本人に帰属する必要があります。
- ▶ 顧客に商品及びサービスを提供する際に、代理人は本人の名義を記載したタックス・インボイスを発行するか、もしくは、本人のタックス・インボイスを使用することができます。どちらの方法を選択しても、その課税年度を通して使用する必要があります。複数の本人の商品販売に関する代理人になっている場合は、インボイスは各本人に対して時系列順になっている必要があります。
- ▶ 代理人は、手数料に対するタックス・インボイスを本人に対して発行する必要があります。居住者である本人は、手数料の支払いに係る仕入付加価値税(Value Added Tax、以下「VAT」)を控除することができます。
- ▶ 代理人は、省令に例示されている形式と同様の、提供した商品及びサービスの一覧表を提出する必要があります。
- ▶ この一覧表には、在庫の移動記録を記載する必要があり、各四半期ごとに、四半期末翌月20日までに税務当局に提出する必要があります。

上記の条件を満たす代理人は、租税総局(General Department of Taxation、以下「GDT」)からの承認を得るために、以下の書類を添付し、申請書を提出をする必要があります。

- ▶ 代理人が、本人に代わり商品及びサービスを提供する旨の契約書
- ▶ 税務当局によって発行された大規模納税者又は中規模納税者としての税務登録書類
- ▶ この省令で定められたインボイスのサンプル

GDTは、2年間有効の代理人証明書を発行します。納税者は、代理人証明書の有効期限の少なくとも30日前までに更新を申請する必要があります。

代理人は、本人の代わりに特別税(specific tax)、公共照明税(public lighting tax)及びVATを含む全ての税金を回収することができます。しかし、本人の代わりに税務申告書を提出する義務は負いません。

裁断・縫製・仕上げ事業を営む適格投資プロジェクトに関する事業所得税及びその他の税金についての規則及び手続 (経済財政省省令第741号、2018年8月3日公布)

本省令は、裁断・縫製・仕上げ(Cut, Make and Trim、以下「CMT」)事業を行っている適格投資プロジェクト(Qualified Investment Project、以下「QIP」)に適用される事業所得税及びその他の税金についての規則及び手続をより明確化することを目的としています。

本省令は、契約に従い輸出向けのCMT業務を行う縫製、繊維、靴類、リュックサック、ハンドバッグ、帽子産業のQIPに適用されます。

本省令は、上記産業のCMTに商品やサービスを提供する国内裾野産業及び請負業者には適用されません。これは、2014年3月19日付の経済財政省省令第311号に記載されています。

CMT業務を行う企業は、以下の条件を遵守する必要があります。

- ▶ CMT業務の提供者は、作業範囲の詳細、報酬と支払条件を記載したCMT業務の契約書を添付し、最終製品の所有者との契約締結後30日以内にGDTに届け出なければなりません。
- ▶ CMT業務の提供者は、カンボジア国際財務報告基準(Cambodian International Financial Reporting Standard、以下「CIFRS」)及び関連する税務規則に従い、会計記録及び提供したサービスの情報を保持する必要があります。

税務目的では、CMTの事業活動は輸出品の生産である必要があり、CMT企業は輸出品を生産する他のQIPに適用される場合と同様の事業所得税の優遇を受ける権利があります。

CMT業務の提供者は、原材料、完成品、不良在庫及び過剰在庫に関する情報を含む在庫管理の記録を保持する必要があります。CMT業務を行う企業は、事業所得税の申告書の提出と共に、在庫調査の年次報告書をGDTへ提供する必要があります。

実際の業務を反映していない税務申告書を提出していたCMT企業は、該当する場合は、過去3年間に遡って申告書を修正する必要があります。この修正により追加の税金を支払う必要がある場合、CMT企業は利息及び追加の罰金を免除されます。

本省令は、CMT企業に適用される事業所得税及びVATに関する義務、及びCMT業務の状況報告に必要な提出書類に関して、更なるガイダンスを提供しています。

カンボジアの租税条約に基づく源泉徴収税

(GDT通達第11815号、2018年8月16日公布)

カンボジアの租税条約(Double Tax Agreement、以下「DTA」)において源泉徴収税(Withholding Tax、以下「WHT」)の軽減税率を適用するため、GDTは2018年8月16日に通達第11815号を発行し、追加のガイダンスを以下の通り提供していません。

- ▶ カンボジアの居住納税者は、CIFRSに準拠して、配当金、利息、ロイヤルティー、技術サービス料及び経営サービス料の支払いを財務諸表に記録する必要があります。取引が適切に財務諸表に計上されている場合、その計上額の支払いがなされたと見なされます。
- ▶ カンボジアのDTAに基づく配当金、利息、ロイヤルティー、技術サービス料及び経営サービス料の支払いに関するWHTの軽減税率は、DTAが批准された年の翌年の1月1日もしくはDTAが批准された年の翌日から有効になります。特定のDTAに関してどちらの時期が適用されるかの決定は、通常、DTAがそれぞれの議会によって批准された後、GDTから発表されます。
- ▶ 非居住者に対する配当金、利息、ロイヤルティー、技術サービス料及び経営サービス料の支払いはWHTの対象になります。2018年3月26日付のGDT通達第4084号に基づき、その税率は適用されるDTAに記載の税率を超えません。

関連者間貸付への独立企業間金利の適用

(GDT通達第11946号、2018年8月21日公布)

カンボジアのGDTが2018年8月21日に発行した通達第11946号は、2017年10月発行の省令第986号を受けて、関連者間貸付に独立企業間利率を課すことを要求しています。

通達第11946号は、省令第986号に従い、省令第986号と通達第151号との間の不整合を解消し、カンボジアの納税者とその関連者間の貸付が、独立企業間取引条件であることを要求しています。

従って、関連者間貸付に関する金利支払の利率及び取引条件は、第三者間における適切な利率及び支払取引条件を参考として決定する必要があります。通達第151号は、第三者間貸付には従来どおり適用されます。

Contact

For more information on this bulletin and Ernst & Young (Cambodia) Ltd's tax and advisory services, please contact:

Robert King, Partner, Ernst & Young (Cambodia) Ltd.
robert.m.king@vn.ey.com

Brendan Lalor, Director, Ernst & Young (Cambodia) Ltd.
brendan.james.lalor@kh.ey.com

Reangsey Darith Touch,
Senior Manager, Ernst & Young (Cambodia) Ltd.
reangsey.touch@kh.ey.com

Channavy Din, Manager, Ernst & Young (Cambodia) Ltd.
channavy.din@kh.ey.com

小野瀬貴久, Partner, Japan Business Services
takahisa.onose@vn.ey.com

須賀 勇介, Manager, Japan Business Services
yusuke.suga@kh.ey.com

Ernst & Young (Cambodia) Ltd.
5th Floor, Emerald Building
#64 Norodom Boulevard corner Street 178
Sangkat Chey Chumneah, Khan Daun Penh
12206 Phnom Penh, Kingdom of Cambodia
Tel: +855 23 860 450/451
Fax: +855 23 217 805

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit ey.com.

©2018 Ernst & Young (Cambodia) Ltd.
All Rights Reserved.

VN No. 030702001C

ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com/kh